

国民健康保険税の28年度の税率等が決定しました！

平成28年度の国民健康保険の税率等が決まりました。なお、税率については変更ありませんが、課税限度額や軽減対象について変更がありますのでご注意ください。

【表1】参照

◆課税限度額の引上げ
課税限度額（世帯主にお支払いいただく1年間の保険料の上限額）の医療保険分を54万円（現行52万円）に、後期高齢者支援金等分を19万円（現行17万円）に改正となりました。

◆所得の低い人に対する保険料軽減の対象世帯を拡大
前年中（平成27年1月～12月）の総所得金額等の合計が国の定める基準額を下回る世帯について、均等割額と平等割額の一部が軽減されます。

平成28年度からは5割及び2割の軽減対象が拡大されます。（表2）参照

◆年金からの天引きで納付する世帯
申請することで年金からの天引きを口座振替による納付へ変更することができます。

※軽減判定には国民健康保険の資格のない世帯主の所得金額も含まれません。

【表1】平成28年度の税率等（）内は27年度

	医療保険分 (0～74歳)	後期高齢者支援金等分 (0～74歳)	介護保険分 (40～64歳)
所得割 (課税所得金額×税率)	7.7%	2.0%	1.7%
資産割 (固定資産税額×税率)	18.0%	6.0%	3.0%
均等割【1人あたり】	2万6,500円	7,400円	8,000円
平等割【1世帯あたり】	2万4,600円	6,600円	4,100円
課税限度額	54万円 (52万円)	19万円 (17万円)	16万円 (16万円)

【表2】平成28年度の軽減世帯対象範囲の拡大

5割軽減の拡大	
改正前	33万円+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
2割軽減の拡大	
改正前	33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)

*課税所得金額とは、前年中の総所得金額等（収入から必要経費を控除した金額）から基礎控除（33万円）を差し引いた金額

*特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の対象者のうち、後期高齢者医療制度に移行するまで国民健康保険の被保険者であり、かつ、その時の世帯主とそれ以後も同一世帯に属する人

関税務課 ☎43・5213

介護保険制度について

関長寿福祉課 ☎43・5217

社会福祉法人等の利用者負担軽減

1 介護施設入所時の住居費と食費の軽減

介護保険施設（老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設）に入所してサービスを受ける場合、条件を満たして認定を受ければ、居住費（滞在費）と食費に限度額が設定され、限度額を超える分については介護保険から給付し、利用者の負担を軽減します。

対象者 同じ世帯（世帯分離している配偶者含む）の誰にも市町村民税が課税されていない世帯（非課税世帯）に属する人、預貯金

等が単身1000万円以下、夫婦2000万円以下の方が対象となり、それぞれの段階に応じて軽減を受けることができます。

表1.軽減措置が受けられる対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	①生活保護を受給している人 ②老齢福祉年金の受給者で本人と世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市町村民税非課税の人
第2段階	世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市町村民税非課税で、「本人の合計所得+課税年金（老齢年金等）収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額」が80万円以下の人
第3段階	世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市町村民税非課税であって、第2段階以外の人

表2.負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		多居室(相部屋)		従来型個室		ユニット型 準個室	ユニット型 個室
		特養	老健、療養	特養	老健、療養		
基準費用額	1,380円	840円	370円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円
第1段階	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

▲基準費用額は施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用額です。施設によっては、利用者負担額が基準費用額と異なる場合があります。

申請方法 制度を利用するためには申請が必要です。申請書は長寿福祉課にあり、押印の上、事項を記入、押印の上、長寿福祉課へ提出してください。

◆添付資料として、預貯金通帳の写しが必要です。現在、制度利用されている人につきましては、6月下旬に更新案内及び更新申請書を送付しています。引き続き利用できる場合は申請書をご提出ください。



- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である
 - 預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である
 - 世帯が居住用家屋や日常生活に必要な資産以外に利用できる資産を持っていない
 - 負担能力のある親族に扶養されていない
 - 介護保険料を滞納していない
- 軽減額 利用者負担額の25%、老齢福祉年金受給者は50%軽減されます。
- 申請方法 長寿福祉課に申請書がありますので必要事項を記入、押印の上、長寿福祉課へ提出してください。

【軽減を受けられる市内事業所】

- ▶緑風館(広田) ▶緑風デイサービスセンター(広田) ▶みどりの家(広田)
- ▶南あわじ市伊加利デイサービスセンター(伊加利) ▶特別養護老人ホームどんぐりの里(松帆) ▶どんぐりの里(松帆) ▶どんぐりの里デイサービスセンター(松帆) ▶幼老複合型ういす(松帆) ▶特別養護老人ホーム翁寿園(八木) ▶特別養護老人ホーム「太陽の家」(八木) ▶特別養護老人ホーム「太陽の家」短期入所生活介護事業所(八木) ▶平成ホームヘルプステーション(八木) ▶老人デイサービスセンター「ケアセンター太陽の家」(八木) ▶三原デイサービスセンターやすらぎ(八木) ▶南あわじ市社会福祉協議会訪問介護事業所(市) ▶やすらぎ訪問介護事業所(神代) ▶特別養護老人ホームすいせんホーム(賀集) ▶南淡デイサービスセンターやすらぎ(賀集) ▶小規模多機能施設 風らん(賀集)

▲詳しくは、市のホームページにも掲載しています

今月の納税

国民健康保険税……………【1期】
固定資産税……………【2期】

納期限 8月1日(月)

《納期内に忘れず納付しましょう》

◆簡単にコンビニで納付！

市税は、コンビニエンスストアで納付できます。平日に金融機関、市役所に行くことが難しい人など、曜日、時間を気にすることなく営業時間内であればいつでも納付できますので、お近くのコンビニエンスストアをご利用ください。納付できる店舗は、納付書の裏面に記載されています。なお、バーコードが印字されていない納付書や、納期限が過ぎたものはコンビニエンスストアでは納付できませんので、市内等の金融機関、市役所窓口等で納付をお願いします。

事業主のみなさん、個人住民税の特別徴収していますか？

特別徴収とは、事業主(会社)が従業員の毎月の給与から個人住民税を天引きし、市町に納入いただくものです。平成28年度の個人住民税は、平成28年6月分から平成29年5月分までの給与から12回に分けて事業所を通じて納めていただきます。

特別徴収のメリット

- ①年4回納める普通徴収に比べ、毎月の給与と天引きになるので、従業員にとって1回当たりの納税額が少なくて済む。
- ②従業員が市役所窓口や金融機関等に出向く手間がなくなる。
- ③納付忘れを防ぐことができる。

従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度も利用できます。年の途中からでも普通徴収を特別徴収に切り替えることができますので、事業所を通じて申し出てください。

兵庫県および県内41市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

関税務課 ☎43-5213